

訪問介護（生活援助中心型）の提供回数が多い居宅サービス計画の
届出・検証に関する要綱

平成 30 年 12 月 17 日

保健福祉部長決定

改正 令和 7 年 3 月 19 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、豊島区指定居宅介護支援等の事業の人員、運営等の基準に関する条例施行規則第 6 条第 1 号に基づき、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号。以下「厚労省告示」という。）で規定する回数以上を位置付けた居宅サービス計画の届出・検証に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 この要綱に基づく居宅サービス計画の届出は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点とあわせ、必要に応じて豊島区（以下「区」という。）が検証を行うことで、より利用者の意向や状態にあった訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とする。

（対象）

第 3 条 この要綱に基づき届出の対象となる居宅サービス計画は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 の 2 号において、介護支援専門員が、厚労省告示で位置づけた居宅サービス計画（以下「対象ケアプラン」という。）を作成又は変更した場合とする。

（届出の手順）

第 4 条 対象ケアプランを作成した介護支援専門員が所属する居宅介護支援事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）は、訪問介護（生活援助中心型）の提供回数が多いケアプランに関する届出書（別記第 1 号様式）により届け出るものとする。

なお、対象ケアプランを作成又は変更した日を基準とし、翌月の末日までに区へ提出しなければならない。

（ケアプラン点検等による検証）

第 5 条 届出のあった居宅サービス計画について、第 2 条に定める目的を達するためには、必要に応じて介護保険課等の関係各課と連携して点検・検証を行うこととし、その際、多職種協働による点検・検証の必要性を指摘されたものについては、地域ケア会議等を

活用して点検・検証をすることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年12月17日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。